

## 第4期和歌山県障害福祉計画(案)に対する意見募集結果及び県の考え方について

### 1. 意見の募集期間

平成27年2月27日(金)～平成26年3月12日(木)

### 2. 意見提出件数

10件

分類項目	意見	県の考え方
県全体	聴覚障害者等に対する人材派遣事業について明確な見込量を提示すべき	人材派遣事業としての推進状況がより分かりやすい指標に改めます。
県全体	施設入所者の減少見込みに関する記載があるが、保護者が高齢化している現状や親が亡くなった後の支援体制への不安から、施設入所者の削減には反対。	地域で生活できる人については、基本的に、地域で生活できるような体制を整えることとしています。具体的には、円滑な地域移行ができるよう、施設退所後の生活基盤となるグループホームの整備等について充実・強化してまいります。
県全体	障害者が地域で自立して生活するためには、地域住民の深い理解や協力が最も重要である。障害者の地域移行を進めるのであれば、障害者が地域で安心して生活できるような環境を整えて下さい。	紀の国障害者プラン2014及び各圏域ごとに教育啓発等の取り組みを進める旨記載しています。
県全体	用語集の追加と概要版の作成をお願いしたい。	用語集については、紀の国障害者プラン2014において作成していますが、抜粋したものを付けます。概要版については作成済となっています。
県全体	障害者が主体的にサービスを受けられることを明記すべき。	第1章第3項①に障害者の自己決定を尊重する旨記載しています。
県全体	障害者差別解消法の内容とも関連づけた記載をするべき。	紀の国障害者プラン2014第1章第6項2の基本原則(2)「差別の禁止」において、差別解消法の考え方についても記載しているため、同計画の基本理念及び基本原則に基づき策定する計画である旨明記します。
県全体	県が実施する他の計画との連携について明記すべき。	他計画と連携して施策を推進する旨明確化しました。
県全体	地域生活支援拠点について、現状の整備状況と目標を比較すべきではないか。	今回、新たに設置されるものであることを明記します。
各圏域	発達障害のある人に対する支援について、専門機関(県子ども・女性・障害者相談センター、県発達障害者支援センター等)との連携について記述が無い圏域がある。	県子ども・女性・障害者相談センター及び県発達障害者支援センター等の専門機関との連携及び支援について明記します。
各圏域	発達障害を早期発見し療育へとつなげるため、保育所や幼稚園、学校、PTA等の連携について明記すべき。	保育所や幼稚園、学校、PTA等の連携について明記します。